

①「男女の賃金の差異」

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	43.1%
正社員	64.2%
パート他	54.2%

※区分毎に(女性の平均年間賃金)÷(男性の平均賃金)により割合を算出

対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金: 残業・休日出勤手当、賞与、通勤手当を含む。退職手当は除く。

<補足説明>

・男女間の賃金差異の主たる要因は、労働時間の差異による。

(パートタイマー等非正規労働者も一人として人員数カウント)

・パート他に派遣元従業員含む

②「管理職に占める女性労働者の割合」 0%

③「男女別の育児休業取得率」 0%

(令和4事業年度 対象者なし)

以上